くるみんで「育てる企業」 育っています

「くるみん」は、子育て支援に積極的に取り組む企業を示すマーク。 働く人が安心して家庭をもてる社会づくりに貢献しています。





福井県内のくるみん認定企業一覧

国立大学法人福井大学(福井市)【2回】

福井県民生活協同組合(福井市)

株式会社福井村田製作所(越前市)

福井信用金庫(福井市)【2回】

小浜信用金庫(小浜市)【2回】

株式会社福邦銀行(福井市)【2回】

日本システムバンク株式会社(福井市)

株式会社福井銀行(福井市)

医療法人林病院 (越前市)

株式会社福井新聞社(福井市)

株式会社ヨシケイ福井(鯖江市)

揚原織物工業株式会社(鯖江市)

株式会社シャルマン(鯖江市)

医療法人たけとう病院(勝山市)

医療法人千寿会 (福井市)

医療法人広瀬病院 (鯖江市)

医療法人誠医会(越前市)

花咲ふくい農業協同組合(坂井市)

社会福祉法人ほのぼの苑(南越前町)

南越建設工業株式会社(越前市)

株式会社吉村甘露堂(大野市)

株式会社日本ピーエス(敦賀市)

※平成27年4月現在

各社の取組内容は、福井労働局ホームページで見ることができます。

http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html

次世代法(次世代育成支援対策推進法)とは?

次世代法は、企業・国・地方公共団体に時代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための 行動計画を策定することを求めている法律です。

次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため改正法が成立し、平成 27 年 4 月 1 日から施行されています。

法律のポイント

ポイント①

一般事業主行動計画の策定、周知・公表、届出

改正法により法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

従業員数 101 人以上の企業においては、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定、周知・公表し、都道府県労働局雇用均等室に届出を行うことが義務付けられています (従業員数 100 人以下の企業は努力義務)。

ポイント②

くるみん認定、プラチナくるみん認定

厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を「子育 てサポート企業」として認定しています。これまでの認定制度は「くるみん認定」のみでしたが、 平成 27 年 4 月 1 日から、新たに「特例認定(プラチナくるみん認定)」が始まりました。

くるみん認定を受けた企業がさらに進んだ取組を行い、基準を満たすことで、「プラチナくるみん」を受けることができます。

認定(特例認定)を受けるメリット

- 認定企業になると、くるみんマーク(特例認定はプラチナくるみんマーク)を商品、名刺、 広告、求人票などに付けることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保、定着が 期待できます。
- 税制優遇措置

認定企業、特例認定企業は、行動計画に位置付けた次世代育成支援に資する建物、備品等の資産の減価償却について、割増償却を受けることができます。

○ **特例認定企業**は、一般事業主行動計画の策定・届出義務がなくなります。代わりに年1回以上、次世代育成支援対策の実施状況の公表を行います。

次世代法についてのお問い合わせ先

福井労働局雇用均等室 〒910-8559 福井市春山 1 丁目 1 – 54 福井春山合同庁舎 9 階 TEL 0776-22-3947 FAX 0776-22-4920 http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/